

平成二十七年法務省令第十一号

総合法律支援法施行規則

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）、同法第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）及び総合法律支援法施行令（平成十八年政令第二十四号）の規定に基づき、総合法律支援法施行規則（平成十八年法務省令第四十七号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（監査報告の作成）

第一条 総合法律支援法（以下「法」という。）第二十三条第三項に規定する法務省令で定める事項については、この条の定めるところによること。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

この場合において、役員（監事を除く。第一号及び第五項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 日本司法支援センター（以下「支援センターア」という。）の役員及び職員

二 支援センターの子法人（法第二十三条第六項に規定する子法人をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらに相当する者及び使用人

三 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、支援センターの他の監事、支援センターの子法人の監査役その他これらに相当する者との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 支援センターの業務が、法令等に従つて適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 支援センターの役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他

支援センターの業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 支援センターの役員の職務の遂行に關し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があつたと認めるときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかつたときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第二条 法第二十三条第五項に規定する法務省令で定める書類は、法及び総合法律支援法施行令の規定に基づき法務大臣に提出する書類とする。

（子法人）

第三条 法第二十三条第六項に規定する法務省令で定めるものは、独立行政法人会計基準（平成十一年四月二十七日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独立行政法人の会計に関する研究の成果として公表された基準をいい、この省令に準ずるものとして適用されるものとする。以下同じ。）の定めるところにより、支援センターが議決権の過半数を保有している会社等として連結の範囲に含まれる会社とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

第四条 法第三十四条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（業務方法書に記載すべき事項）

一 法第三十条第一項第一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項

二 法第三十条第一項第九号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項

三 法第三十条第一項第十号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項

四 法第三十条第一項第十一号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項

五 法第三十条第二項各号に規定する業務に関し、次に掲げる事項

六 法第三十条第二項各号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項

七 法第三十条第一項第十二号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項

八 法第三十条第一項第十三号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に関し必要な事項

九 法第三十条第二項各号に規定する業務に関し、次に掲げる事項

一〇 同項第二号から第五号までに規定する援助の要件に関する事項

一一 同項第二号イ及びハに規定する報酬及び実費（以下「報酬等」という。）の立替えに係る契約の締結に関する事項

一二 報酬等に相当する額の支払に係る契約の締結に関する事項

一三 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

一四 報酬等に相当する額の支払に係る契約の締結に関する事項

一五 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

一六 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

一七 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

一八 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

一九 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二〇 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二一 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二二 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二三 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二四 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二五 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二六 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二七 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二八 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

二九 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三〇 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三一 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三二 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三三 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四五 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四六 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四七 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四八 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四九 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四一 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四二 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四三 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

三四四 同項第二号ホ及びハに規定する報酬及び費用等に係る立替金債権の償還並びにその猶予及び免除に関する事項

へ その他民事法律扶助事業の実施に關し必要な事項

（支援センターから業務の委託を受けた者に対する基本的事項の見込額の通知に関する事項）

（その他法第三十条第一項第六号に規定する業務及びこれに附帯する業務に關し、次に掲げる業務及びこれに附帯する業務の実施に関する事項）

（法第三十九条第五項に規定する訴訟費用及びこれに附帯する業務に關し、次に掲げる業務及びこれに附帯する業務の実施に関する事項）

（法第三十条第一項第七号に規定する業務及びこれに附帯する業務に關し、次に掲げる業務及びこれに附帯する地域の選定方針に関する事項）

（法第三十条第一項第七号に規定する相当の対価の基準の策定に関する事項）

（法第三十条第一項第七号に規定する業務及びこれに附帯する業務の実施に關し必要な事項）

十 支援センターが業務を委託する場合の基準

（支援センターから業務の委託を受けた者に対する基本的事項の見込額の通知に関する事項）

（その他法第三十五条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする）

（法第二十九条第一項に規定する審査委員会による調査に関する事項及び審議の手続に関する事項）

（法律事務取扱規程に記載すべき事項）

（法第三十五条第二項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする）

（法第二十九条第一項に規定する審査委員会による調査に関する事項及び審議の手続に関する事

国選付添人（法第五条に規定する国選付添人をいう。）（以下「国選弁護人等」という。）並びに国選被害者参加弁護士（法第五条に規定する国選被害者参加弁護士をいう。以下同じ。）として取り扱う事件ごとに定められる契約と、それ以外の契約の別に応じて報酬及び費用の算定の基準を定めることとする。国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士（国選弁護人等契約弁護士について通知すべき事項）

第八条 法第三十七条に規定する法務省令で定める事項は、国選弁護人等契約弁護士及び被害者参加弁護士が報酬及び費用が事件ごとに定められる契約以外の契約を締結している場合にあってはその旨とする。

（報酬及び費用に関する調査）

第九条 支援センターは、法第三十条第一項第六号に規定する業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、国選弁護人等及び国選被害者参加弁護士の報酬及び費用に関し、その事務について必要な調査を行うことができる。（中期計画の認可の申請等）

第十条 支援センターは、法第四十一条第一項の規定により中期計画の認可を受けようとするときは、中期計画を記載した申請書を、当該中期計画の最初の事業年度開始三十日前までに（支援センターの最初の事業年度の属する中期計画については、支援センターの成立後遅滞なく）、法務大臣に提出しなければならない。

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

支援センターは、法第四十一条第一項後段の規定により中期計画の変更の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を法務大臣に提出しなければならない。

（中期計画に記載する業務運営に関する事項）

法務省令で定める業務運営に関する事項は、次に掲げる事項とする。

一 施設及び設備に関する計画

二 人事に関する計画

三 中期目標の期間を超える債務負担

四 積立金の使途

五 その他中期目標を達成するために必要な事項

（年度計画の記載事項等）

第十二条 準用通則法（法第四十八条において準用する独立行政法人通則法をいう。以下同じ。）

第三十一条第一項に規定する年度計画には、中	期計画に定めた事項に関し、当該事業年度において実施すべき事項を記載しなければならぬ。
期計画に定めた事項に關し、当該事業年度における業績が完了した場合に、その実施状況	は、その実施状況
は、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、支援センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、支援センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	支援センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、支援センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。
事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績及び当該実績が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次に掲げる事項を明らかに掲げる事項を記載するものとする。	事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績及び当該実績が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次に掲げる事項を明らかに掲げる事項を記載するものとする。
書を法務大臣に提出しなければならない。	書を法務大臣に提出しなければならない。

中期目標の期間の終了時に見込まれる中業務の実績。なお、当該業務の実績及び当該実績が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次に掲げる事項を明らかに掲げる事項を記載するものとする。	中期目標の期間の終了時に見込まれる中業務の実績。なお、当該業務の実績及び当該実績が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次に掲げる事項を明らかに掲げる事項を記載するものとする。

中期目標の期間の終了時に見込まれる中業務の実績。なお、当該業務の実績及び当該実績が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次に掲げる事項を明らかに掲げる事項を記載するものとする。	中期目標の期間の終了時に見込まれる中業務の実績。なお、当該業務の実績及び当該実績が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次に掲げる事項を明らかに掲げる事項を記載するものとする。

(1) 役員若しくは職員又はこれらであった者で自己が子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に関して影響を与えることができる者が、当該子会社以外の他の会社等の代表取締役又はこれらに準ずる役職に就任していること。

(2) 子会社以外の他の会社等に対しても融資を行っていること。

(3) 子会社以外の他の会社等に対して重要な技術を提供していること。

(4) 子会社以外の他の会社等との間に重要な販売、仕入れその他の営業上又は事業上の取引があること。

(5) その他子会社以外の他の会社等の財務及び営業又は事業の方針の決定に対しても重要な影響を与えることができるが推測される事実が存在すること。

ハ 自己の計算において所有している議決権と自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者及び自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権とを合わせた場合（自己の計算において議決権を所有していない場合を含む。）に子会社以外の他の会社等の議決権の百分の二十以上を占めているときであつて、かつ、本号ロの（1）から（5）までに掲げるいずれかの要件に該当する場合

三 支援センターの業務の一部又は支援センターの業務に関連する事業を行つてゐる一般社団法人、一般財団法人その他の団体であつて、支援センターが出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、その財務及び事業の方針決定を支配しているか又はそれに對して重要な影響を与えることができるもの（退職手当通算予定役職員の範囲）

第四十二条 準用通則法第五十条の四第五項に規定する特別の事情がない限り引き続いて採用が予定されている者のうち法務省令で定めるものは、退職手当通算法人等（同条第四項に規定する退職手当通算法人等）をいう。以下この条において司職。）の役員又は退職手当通算法人等に

使用される者となるため退職した場合に準用通則法第五十条の二第二項又は第五十条の十第二項の規定による退職手当の支給の基準により退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして法務大臣が定めるものとする。
(支援センターの長への再就職の届出)
第四十六条 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする支援センター役職員(同項に規定する支援センター役職員をい

（施行期日）
附 則
年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。）、当該年度の四月一日以後遲滞なく、当該年度の前年度にされた準用通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた準用通則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

第四十四条 準用通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた支援センターライの内部組織として法務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として法務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

直近七年間に存し、又は存していた理事長の一直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として法務大臣が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当該現内部組織に在職していたものとみなす。

（管理又は監督的地位）

第四十五条 準用通則法第五十条の六第二号に規定する管理又は監督の地位として法務省令で定める管理又は監督の地位として法務省令で定

三	<p>支援センター役職員の地位</p> <p>再就職の約束をした日以前の支援センター役職員（準用通則法第五十条の四第一項に規定する支援センター役職員をいう。第十号において同じ。）としての在職中に於いて、再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日（当該日がなかった場合には、その旨）</p> <p>合には、その旨）</p>
四	<p>再就職の約束をした日</p>
五	<p>離職予定日</p>
六	<p>再就職予定日</p>
七	<p>再就職先の名称及び連絡先</p>
八	<p>再就職先の業務内容</p>
九	<p>再就職先における地位</p>
十	<p>離職後の就職の援助（最初に支援センター役職員となつた後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を行つた者の氏名又は名称及び当該援助の内容（離職後の就職の援助がなかつた場合には、その旨）</p> <p>（支援センターの長による報告）</p>

この省令は、平成三十年一月二十四日から施行する。

附 則（平成二九年一二月二八日法務省令第三五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の総合法律支援法施行規則（以下この条において「新令」という。）第四十六条第一項及び第四項（第三号、第七号及び第十号に係る部分に限る。）の規定並びに別記様式第二及び別記様式第三の様式は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）について適用し、施行日前にされた同項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出については、なお從前の例による。

（再就職者による法令等違反行為の依頼等の届出の手続）

第四十三条 準用通則法第五十条の六の規定による届出は、同条各号に掲げる要求又は依頼を受けた後遅滞なく、別記様式第一に従い、次に掲げる事項を記載した書面を支援センターの長に提出して行うものとする。

一 氏名

二 支援センターの役員又は職員の地位

三 法令等違反行為（準用通則法第五十条の四第六項に規定する法令等違反行為をいう。以下この条において同じ。）の要求又は依頼をした再就職者（準用通則法第五十条の六第一号に規定する再就職者をいう。）の氏名

四 前号の再就職者がその地位に就いている營利企業等の名称及び当該營利企業等における当該再就職者の地位

五 法令等違反行為の要求又は依頼が行われた日時

六 法令等違反行為の要求又は依頼の内容

（内部組織）

めるものは、職員の退職管理に関する政令(平成二十年政令第三百八十九号)第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして法務大臣が定めるものとする。
(支援センターの長への再就職の届出)
第四十六条 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をしようとする支援センター役職員(同項に規定する支援センター役職員をいう。次項、第三項及び第四項第二号において同じ。)は、別記様式第二に従い、支援センターの長に届出をしなければならない。

準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした支援センター役職員は、当該届出に係る第四項第五号から第九号までに掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、別記様式第三に従い、その旨を支援センターの長に届け出なければならない。

3 準用通則法第五十条の七第一項の規定による届出をした支援センター役職員は、当該届出に係る約束が効力を失つたときは、遅滞なく、別記様式第四に従い、その旨を支援センターの長に届け出なければならない。

4 準用通則法第五十条の七第一項に規定する法務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)、当該年度の前年度にされた準用通則法第五十条の六の規定による届出並びに同年度に講じた準用則法第五十条の八第一項及び第二項の措置の内容について行うものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)次条において「通則法改正法」という)の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(事業報告書の作成に係る経過措置)

第二条 第二十一条第三項の規定は、通則法改正法の施行の日以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

附 則 (平成二八年一月一二日法務省令第三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年六月三〇日法務省令第三七号)

この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

附 則 (平成二九年一〇月一三日法務省令第三三号)

令第三三号)

